

第28回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成22年11月18日(木) 13時20分～13時50分

場 所 広島大学本部棟4F会議室

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，郷，佃の各委員
学内委員：浅原，岡本，越智，河本の各委員

列席者 上理事・副学長，山根理事・副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，相田学長補佐，香川副理事，松浦副理事，渡部副理事，土屋副理事，藤岡副理事，茶山副理事，西田副理事，星野副理事，児島副理事，森副理事，山口副理事，西嶋副理事，高橋副理事，坂田副理事，三井副理事，竹内学長支援グループリーダー，宜名眞経済学部長（代理），高田歯学部長，大塚薬学部長，榎原総合科学研究科長，山内文学研究科長，棚橋教育学研究科長（代理），富岡社会科学研究科長，出口理学研究科長，川真田保健学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，池田国際協力研究科長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(開会)

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

(議事の1)

● 職員給与規則の改正について

(浅原学長提案，河本理事(財務・総務担当)説明，別紙1)

◇ 平成22年8月10日付け人事院勧告を参考として，現下の経済社会情勢等に鑑みたものであること，本学が国からの運営費交付金を運営財源の一部とする公的機関であること，そして社会に対する説明責任を有すること等の諸事情を総合的に勘案の上，「給与制度の改正に関する基本的な考え方」(平成17年9月27日役員会承認)を踏まえ，本学職員に支給する本給，期末手当・勤勉手当等について社会一般の情勢に適合したものとなるよう給与制度の改正を行うものであり，12月1日から施行したい。

主な内容は，本給月額引下げ，期末・勤勉手当引下げ，55歳を超える職員に対する本給月額等の減額措置である。なお，55歳を超える職員に対する本給月額等の減額措置については，実施に当たって人事院規則の改正内容を確認する必要があるため，12月からの適用は見送り，平成23年1月以降の導入の方向で検討することとし，次回の本会議において結果を報告することとしたい。

また，「契約職員」及び「非常勤職員」については，雇用契約期間中であるため，改正は行わない。

以上のような提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，各事業場の過半数代表からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

なお，下記の事項について質疑応答を行った。

・期末・勤勉手当における人事考課について

(議事の2)

● 役員報酬規則の改正について

(浅原学長提案，河本理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 平成22年8月10日付け人事院勧告を参考として，現下の経済社会情勢等に鑑みたものであること，本学が国からの運営費交付金を運営財源の一部とする公的機関であること，そして社会に対する説明責任を有すること等の諸事情を総合的に勘案の上，「給与制度の改正に関する基本的な考え方」(平成17年9月27日役員会承認)を踏まえ，本学役員に支給する本給，期末手当・勤勉手当等について社会一

般の情勢に適合したものとなるよう給与制度の改正を行うものであり、12月1日から施行したい。

主な内容は、本給月額引下げ、期末・勤勉手当の引下げ、55歳を超える役員に対する本給月額等の減額措置である。なお、55歳を超える役員に対する本給月額等の減額措置については、実施に当たって人事院規則の改正内容を確認する必要があるため、本学職員と同様に、12月からの適用は見送り、平成23年1月以降の導入の方向で検討することとし、次回の本会議において結果を報告することとしたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり役員報酬規則の改正を承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の3)

● 平成22年12月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案、河本理事(財務・総務担当)説明、別紙3)

◇ 役員の期末手当について、「学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については、当該役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、増額し、又は減額した額とすることができる」(役員報酬規則第7条)ことになっているが、平成22年12月期においては、特に増額又は減額を行わないこととしたい。

また、学長及び監事以外の役員については、在職期間における業績を勘案し、勤勉手当の勤務成績割合を個別に決定することとなっており、学長に一任とさせていただきたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(報告の1)

● 平成23年度予算編成方針について

(河本理事(財務・総務担当)報告、資料1)

◇ 法人化以降、第1期中期目標期間においては、効率化係数の運用により、運営費交付金の算定額が毎年1%削減されてきたが、第2期中期目標期間においては、効率化係数は廃止されたものの、毎年度の運営費交付金算定に当たり、大学改革促進係数を乗じることとなっている。この係数については係数自体が確定したものではないが、8月末の財務省要求段階では、全法人一律△1%の係数を乗じて算定されている。

一方、学内予算編成において、概算要求段階における運営費交付金要求額を基礎として予算編成を行うことを想定した場合は、平成22年度予算編成方針と同程度の、基盤的経費を除く経費△1.5%及び人件費△1%程度の削減率によって、大学改革促進係数△1%の削減額を捻出できると考えているが、国の財政状況は大変厳しいものとなっており、例年12月末頃示される政府予算案の段階でこの係数が大きく変更される事態も想定される。

このため、国の予算編成状況を見極める必要があることから、翌年度に向けた学内予算にかかる予算編成方針の策定については、例年11月の経営協議会で審議しているが、今年度については、1月の本会議で方向性を報告し、3月の本会議において、当初予算案と併せて審議させていただきたい。

なお、それまでの間、個別事項について学内で議論を深め、予算編成方針の策定に備えることとしている旨、併せて報告があった。

(報告の2)

● 広島大学東千田地区(本部跡地)の利用について

(学長報告、資料2)

◇ 本学東千田地区(本部跡地)の利用について、「知の拠点」再生プロジェクトを推進するため、本学ではWGを設置し、プロジェクト内容について検討しており、この度、土地の整形化並びに「知の拠点」再生プロジェクトの一つである国際人材育成センター(仮称)を整備するに当たって、国立大学財務・経営センター所有地の一部と本学東千田キャンパスの一部を等価で換地する方向で交渉している旨、報告があった。

今後、具体的な施行区域、手順、事業主体などについて、関係者間において協議を行うこととしており、文部科学省との協議の結果、中期計画を変更することとなった場合は、改めて中期計画の変更について諮らせていただきたい。

(報告の3)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料3)

◇ 広島大学経営協議会(第11回～第27回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について, 資料により報告があった。

なお, 下記の事項について質疑応答を行った。

- ・年度計画等の進捗状況の確認について

(その他)

次回以降の開催日について

第29回 平成23年 1月20日(木) 13:30～15:00

第30回 平成23年 3月18日(金) 13:30～15:00

以 上